

公益財団法人車両競技公益資金記念財団
平成 30 年度
「高齢者、障害者の支援を目的とするボランティア活動に対する助成」
のご案内

公益財団法人車両競技公益資金記念財団では、高齢者と障害を持つ人たちに対する、社会福祉のボランティア活動を積極的に支援推進し、こころ豊かな社会作りの実現に寄与するため、次のとおり助成事業を募集します。

助成対象事業及び経費

高齢者・心身障害（児）者に対するボランティア活動に直接必要な器材の整備事業で、購入金額が 5 万円を超える器材を新たに購入する経費

(1) 対象となる事業の例

例 1) 高齢者との生活交流ボランティアが料理の調理交流で使用するガスコンロの整備事業

例 2) 高齢者に対する理容ボランティアが使用するシャンプー台の整備事業

例 3) 視覚障害者のための点訳ボランティアが使用する点字プリンターの整備事業

例 4) 視覚障害者のための音訳ボランティアが使用するカセットプリンターの整備事業

※ 音訳・点訳物が行政の広報物のみの場合、行政が機器を整備すればよいと判断されますので、申請書の書き方にご留意ください。

例 5) 障害児者に対する音楽療法ボランティアが使用する楽器の整備事業

例 6) 聴覚障害者のための要約筆記ボランティアが使用する要約内容掲示用プロジェクターの整備事業

(2) 対象とならない事業

① 原則として、消耗品、汎用事務機器、自動車、及び地域集会場（自治会館等）の備品整備事業

② 収益事業

③ 助成を受けた後、2 年間を経過していない団体が実施する事業

④ そもそも高齢者・障害者に対するボランティア活動といえない事業

例 1) 青少年の引きこもり防止活動

例 2) 健常児のみを対象とした放課後学級

例 3) 一般市民を対象にした映像ライブラリー

例 4) 趣味のサークルが行事的に行うボランティア活動に使用する機器

事業実施期間

助成金交付決定後～平成 31 年 3 月 31 日

助成対象主体

ボランティア活動に実績があり、活動基盤が整備されているボランティア活動団体であり、財政的理由等により助成を必要としている特定非営利活動法人・団体及びボランティア活動団体

- ※1 「ボランティア活動に実績」とは、2年以上の活動歴があり、その活動が継続されている場合をいいます。また、要望する器材を使用する活動分野の実績が不足していると判断される場合は、助成対象外とされることがあります。
- ※2 過去にこの助成を受けた団体は助成の優先度は低くなります。
- ※3 ボランティア・コーディネートを事業目的とする団体は助成対象外とされます。
直接のボランティア活動を行なう団体が対象となりますので、社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア協会等（以下「社協等」という。）の実施する事業は申請の対象とはなりません。
ただし、申請にあたっての事務担当窓口が社協等となること、整備した器材等を社協等が保管するなどについては問題ありません。
- ※4 主たる活動が収益を上げることを目的としたものであると判断される団体は助成対象外とされます。
- ※5 社団法人・財団法人・社会福祉法人は助成対象団体から除外されています。

助成額

90万円まで（総事業費の90%以内、百円単位、百円未満切り捨て）

申請に係る書類

実施計画申請書に次の書類を添付し、岩手県共同募金会に提出してください。

- (1) 定款、役員名簿（ボランティア活動団体は会則、会員名簿）及びパンフレット等並びに前年度決算書、事業報告書及び当該年度の事業計画書、予算書
- (2) 申請器材に係る複数の見積書及び商品カタログ

※ 実施計画申請書は岩手県共同募金会ホームページの「お知らせ」からダウンロードすることができます。 <ホームページアドレス> <http://www.akaihane-iwate.or.jp/>

申請締切日

平成30年7月13日（金）必着

問い合わせ先

【岩手県共同募金会 担当：佐藤】

〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3

TEL 019-637-8889 FAX 019-637-9712

メール iwate-kyoubo@iwate-shakyo.or.jp